

社会資本整備審議会第2回総会 議事録

1．日 時 ： 平成14年1月25日（金）10:30～12:00

2．場 所 ： K K R ホテル東京 10 階「瑞宝」

3．出席者 ：

< 委員 > 荒木委員、岡島委員、岡田委員、小幡委員、清原委員、白石委員、首藤委員、
高階委員、中村委員、八田委員、塙委員、平井委員、平島委員、松原委員、
虫明委員、村上委員、横島委員

< 国土交通省 > 佐藤国土交通副大臣、技監、板倉国土交通審議官、船橋国土交通審議官、
官房長、総合政策局長、都市・地域整備局長、道路局長、住宅局長、官庁営繕
部長、河川局次長

4．議事録

開 会

○総務課長 本日は、お忙しいところをお集まりいただき、まことにありがとうございます。

ただいまから、第2回社会資本整備審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます国土交通省総合政策局の総務課長でございます。
よろしくお願いいたします。

挨拶

○総務課長 初めに、佐藤国土交通副大臣より御挨拶を申し上げます。

○佐藤国土交通副大臣 皆さん、おはようございます。

今日は、お忙しい中を御出席いただきまして、本当にありがとうございました。

昨年の1月6日に、省庁統合によって国土交通省ができたわけでありますけれども、非常にずうたいの大きい役所でありまして、我々も本当に、隅から隅まで目を通すのは大変

な状態ではありますが、国土交通省は、できるだけ国民の期待に応えていかななくてはならないという思いで、統合のメリットをいかに活かすか、そのことを集中的に考えながら今までやってきております。

また、これからは社会資本整備をするために、どれだけ無駄のないことをするのか、どれだけ生活に密着するのか。同時に、どうして未来の日本をつくるための地域開発をするのか、特色ある地域をつくるのか、いろいろな面から考えながらやっていかなければなりません。少ない予算の中で、いかにして効果を大きくするかということが我々の大きな課題でもあります。

そして同時に、やったことをスピーディに仕上げていく。だらだらやっていたのでは、ますます公共投資に対する国民の多くの不安も出てきます。そういうことも含めながら、今、精いっぱい努力をしているところであります。

昨年、土地収用法が改正されまして、いよいよ今年、施行されるわけでありますけれども、それにあわせて、今日、またいろいろと御審議をいただきながら、社会資本整備が、この土地収用法の改正によって国民の期待に応えられるものとなるように、私たちも精いっぱいのことをやっていきたいと思っておりますので、その構成等について、これから御審議をお願いしたいと思っております。

これからも先生方の御意見をお伺いしながら、我が国の発展のために、国民のためになる社会資本整備のために全力で頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞまた、御指導いただきますように心よりお願いを申し上げまして、一言、御挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○総務課長 佐藤副大臣は、国会開会中につき、公務のため、ここで退席をさせていただきます。

〔佐藤副大臣退席〕

委員の異動について

○総務課長 次に、委員の異動について御報告申し上げます。

委員の異動についてでございますが、1月11日付をもちまして、藤田委員、前田委員

が退任をされ、同日付で平島委員に御就任をいただいておりますので、御紹介を申し上げます。

○平島委員 平島でございます。日本建設業団体連合会の会長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長 本日御出席いただいております委員の御紹介につきましては、お手元の配席表をもってかえさせていただきますので、御了承くださいますようお願いいたします。

会長代理の指名について

○総務課長 本日、樋口会長は、やむを得ない事情により御欠席でございますが、皆様のお手元に配付いたしておりますとおり、社会資本整備審議会令第5条第3項により、中村英夫委員が会長代理に指名されております。つきましては、中村会長代理に議長席にお移りいただき、以後の議事をお願いいたします。

○中村会長代理 会長代理に指名されました中村でございます。

大変、大きな範囲を賜っている審議会でございます。時間、たくさんはございませんが、可能な限り、委員の方々に御自由に御意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これから議事を進めさせていただきます。

なお、議事の公開の件につきまして、マスコミ各社の傍聴を認めることとしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中村会長代理 それでは、そのように取り計らいますので、よろしくお願いします。

議決事項

○公共用地部会の設置について

○中村会長代理 これより議事に移ります。

議事次第に従いまして、公共用地部会の設置について、社会資本整備審議会令第7条第1項により「審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる」とされている

ことを踏まえてお諮りいたします。

設置趣旨等に係る案を用意しておりますので、事務局から説明をお願いしたいと思えます。

○総合政策局長 総合政策局長でございます。それでは、資料に従いまして御説明をさせていただきますと思います。

この部会設置の背景となりました、昨年、改正されました土地収用法の改正の内容をまず御説明したいと思います。

御承知のように、土地収用法、昭和 26 年に制定されたわけでございますが、その後、約 50 年経過しました。この間、昭和 42 年の改正を最後に抜本的な改正は行われておらなかったわけでございます。この間に、社会経済情勢の変化に十分対応できたものとはならなかったといえますか、時代おくれになってしまったということでございます。

この改正では、一つは公共事業を取り巻く諸課題、例えば住民の理解の促進、また円滑かつ効率的な実施の確保、循環型社会の形成の推進といった新たに出てきた課題に対応し、21 世紀型公共事業の実現に寄与する、国民から信頼される土地収用制度を確立しようという趣旨で改正をいたしましたわけでございます。

具体的な改正内容でございますが、先生方、よく御承知のように、土地収用手続は、大きく分けて 2 つの中身があるわけです。一つは、事業の公益性を主として認定する事業認定手続というものがございます。これは、実施するのは国土交通大臣、または知事でございます。それと、もう一つございますのが、主として補償金額を確定する、いわゆる収用手続、この 2 つからなっているわけでございます。それで、後者は都道府県の収用委員会において行われるわけでございます。

そして、今回の改正では、事業認定手続につきましては、その透明性、信頼性の向上を図るため、事前説明会の開催から始まりまして、公聴会の開催の義務づけ、そして、本日の議題に直接関係する第三者機関、法律の中では国土交通大臣が事業認定を行う場合は当社会資本整備審議会ということになっておりますが、そこから意見を聴取し、それを尊重しなければならないという規定等が設けられたわけでございます。

また、収用手続につきましては、土地物件調書作成に関し、権利者が多数で補償金が僅少の場合には、署名押印にかわり公告縦覧方式を認める。例えば、東京都日の出町廃棄物処分場の例がございしますが、このケースでは、約 460 平米の土地に 2,829 名の共有者がございました。そして、それに対する補償金額は 5,700 万円でございましたが、この支払い

までに要した総経費が約 10 億円かったということで、全国の自治体からも、収用制度をもう少し合理的なものにしてほしいという要望が出てきたという背景もございます。

また、収用委員会の審理におきましては、事業認定の公益性に関する不服の主張を制限する等、手続の迅速化、合理化を図ったわけでございます。

そして、今申し上げたように、改正土地収用法によりまして、国土交通大臣が事業認定に関する処分を行おうとするときは社会資本整備審議会の意見を聞き、その意見を尊重しなければならないということになったわけでございます。改正法は昨年の 7 月に公布されておりますが、施行は公布から 1 年以内の政令で定める日となっております。本年の 7 月頃に施行される見込みでございます。

ただ、この改正法の国会での採決に当たりまして、衆議院・参議員両院の国土交通委員会から附帯決議が付されているわけでございまして、「改正法の施行前に申請された事業についても、改正法の内容を踏まえた事業認定手続を実施すべきである」という旨の決議がされているわけでございます。

これを踏まえまして、既に一部運用を実施しておりまして、例えば、昨年の 11 月に事業認定の申請がございました圏央道（八王子ジャンクションとあきる野インターチェンジの間）、そして常磐新線（千葉県の区間）につきまして、12 月にそれぞれ公聴会を実施したわけでございます。第三者機関からの意見聴取につきましては、事業認定申請書を公告縦覧した際に意見書が提出された案件について、事業認定庁が、この意見書と異なる処分をしようとするときにを行うこととありますので、現時点で、直ちに審議会の御意見を伺うかどうかは未定でございますが、仮に事業認定を行うということになりますと、社会資本整備審議会の御意見を、法施行前ではございますが、お伺いすることになるわけでございます。

ということで、審議会でそういうことをお願いするわけでございますが、従前の例を見ますと年に五、六回程度、相当の回数の開催が必要になります。また、一定期間内の処理が事業認定につきましては求められますので、機動的に対処するためには、この 30 人からなります社会資本整備審議会本体で事務の処理というのは、なかなか難しい面がございます。

したがいまして、本審議会の中に公共用地部会を設置していただき、調査・審議を行っていただくということを今日お諮りをしているわけでございます。

公共用地部会の事務には、このほかに、公共用地の取得に関する特別措置法に関する事

務があるわけでございます。「公特法」と略しておりますが、この特別措置法は、昭和 36 年に、東京オリンピックのため公共施設の整備が急務とされていた頃制定されたものでございまして、「公共の利害に重大な影響があり、かつ緊急に施行することを要する事業」として、大臣が特定公共事業の認定をしたものにつきましては緊急裁決、すなわち補償額の決定の前に権利取得裁決、明渡裁決を行うことや代行裁決（収用委員会が一定期間内に裁決を行わない場合は大臣がかわって裁決できる）等の特例措置を認めている法律でございます。大臣が、特定公共事業の認定または代行裁決を行おうとする場合には、やはり社会資本整備審議会の議決を要することとなっているわけでございます。

この法律に基づきます特定公共事業の認定というのは昭和 45 年以来行われておりませんで、最近は活用がございませんが、制度的に土地収用に関係する事務でございますので、公共用地部会の事務として、あわせてお願いしたいと考えたわけでございます。

それから、会議の公開等でございます。本社会資本整備審議会の審議は公開を原則としておりますが、公共用地部会の会議及び議事録につきましては、その性格上、公開といたしますと、委員の率直な意見の交換、または意思決定の中立性に支障が生ずる恐れがございます。そういうことで非公開といたします。そして、それぞれの案件につきまして処分手続が終了した後に、発言者が特定されない形で議事要旨を公開するということを考えているわけでございます。このような取り扱いにつきましては、本審議会の運営規則第 7 条で認められているところでございますが、今日、総会にお諮りをいたしましたところでございます。

それから、後ほど御説明申し上げますが、改正法が施行された折には社会資本整備審議会に公共用地分科会を設置することとしており、今日お諮りしております公共用地部会の所掌事務は、この分科会が担うことを予定しております。したがって、公共用地部会を、今日お認めいただければ、公共用地分科会が設置されるまでの間置くということにさせていただくことになります。

以上が、本日の審議会の公共用地部会に関する案件でございます。よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○中村会長代理 ただいま、総合政策局長から説明がありました件につきまして、何か、御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本審議会の中に公共用地部会を設置するという件につきまして、原案どおり

で御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中村会長代理 ありがとうございました。

異議がございませんようですので、原案どおり、公共用地部会の設置について決定させていただきます。

なお、公共用地部会に所属する委員等につきましては、社会資本整備審議会令第7条第2項により、後日、会長より指名されることとなりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の議決する事項は終了いたしました。

報告事項

分科会再編について

○中村会長代理 次に、報告事項に入ります。

まず、分科会の再編につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

○総合政策局長 今、部会の設置に関して最後の方にも申し上げましたが、分科会につきまして再編をお願いしたいということで御報告をしたいと思います。

現在、産業分科会以下7つの分科会がございます。この中で、都市計画分科会と歴史的風土分科会につきましては、お互いに審議いただく内容が重なっているという点もございますので、都市計画・歴史的風土分科会という形で一つの分科会にさせていただきたい。

また、先ほど申し上げましたように、法律に基づきまして、法律の施行のときに、公共用地分科会を新たに設置させていただきたいという御報告でございます。

○中村会長代理 ただいまの説明につきまして、何か、御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

分科会の審議状況について

○中村会長代理 それでは、特別の御意見等もないようですので、次に進みたいと思います。

昨年２月に本審議会が発足しました後、各分科会において、資料のとおり、多くのテーマについて精力的に審議をいただいております。本日は、せっかくの機会でありますので、各分科会の審議状況について報告を受け、皆様から幅広い御意見をいただきたいと思います。

事務局より、順次、報告をお願いいたします。

○住宅局長 私から、住宅宅地分科会と建築分科会について御報告をさせていただきたいと思います。

住宅宅地分科会でございますが、３点について御審議をいただいております。１点目は、第８期住宅建設五箇年計画及び第８期地方住宅建設五箇年計画についてでございます。五箇年計画は、平成１３年度を初年度として、向こう５カ年の中長期的な住宅政策の内容あるいは政策の優先順位というものを御議論いただく場でございますけれども、これにつきましては昨年の３月２日に、この分科会の方から意見書を提出いただきまして、それを踏まえて３月１３日に五箇年計画の閣議決定をしているところでございます。

それから、２点目は住宅市場整備行動計画、いわゆるアクションプログラムと呼んでおりますが、これにつきましては、今後の住宅政策の中で既存ストックの活用が非常に大切だということで、ライフステージに応じた住みかえや買いかえを通じて、既存ストック活用を進めていくということで、今回は、リフォームとか、中古住宅市場整備といった点に重点を置いて、消費者が安心して取引できるような環境整備という観点から、具体的に取り組むべき施策をまとめております。この内容を定めるに当たりまして、分科会で意見交換を５月２９日に行っていただきまして、これを踏まえた内容を８月２３日に公表しております。

３点目は、宅地政策の関係で、量的充足後の宅地政策と計画体系の見直しについて、宅地政策ワーキンググループというものを分科会のもとに設置いただきまして検討を行っているという状況でございます。

続きまして、建築分科会の関係では、３点御議論いただいております。建築分科会で審議いただきました事項の第１点目でございますけれども、いわゆる住宅性能表示の基準、あるいは評価方法基準の変更についてということで、これにつきましては、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づいて、既に住宅性能表示制度というものを施行しているわけでございますが、その表示基準等を変更する場合には、あらかじめ、この分科会で御意見を賜るようになっております。昨年７月に、いわゆるシックハウス問題と言われており

ますけれども、住宅の建材等から放散される化学物質が、いろいろ健康に影響を与えるということから、室内空気中の化学物質の濃度測定を行って、それを表示する項目を追加するというような内容につきまして御議論していただき、議決を得まして、これを現在施行しているところでございます。

2点目は社会資本整備審議会への新たな諮問事項といたしまして、昨年の10月に国土交通大臣から、「高齢化対策、環境対策、都市再生等、21世紀における新たな課題に対応するための建築行政のあり方について」という諮問をしているところでございます。これにつきまして精力的に、それぞれまた、分科会のもとに部会を設置いたしまして御検討いただいているところでございます。

これに基づきまして、特に4テーマにつきまして、具体的な御検討をいただいておりますが、一つは、今後の都市再生を実現するために建築規制のあり方をどう考えていったらいいかということで、例えば、都市計画に指定できるような容積率制限についての具体的なメニューの数値の選択肢をどういうふうにつくっていったらいいかということについてでございます。

2つ目は、いわゆるシックハウス対策につきまして、先ほど申し上げました住宅性能表示とあわせまして、今度、建築基準法における建材とか、あるいは換気設備等の規制のあり方についての御議論をいただいております。

3つ目は、いわゆるバリアフリー対策ということで、これにつきましても、建築物の用途あるいは規模に応じまして、例えば、一定規模以上の大きいものについてバリアフリー対応を義務づけするということも含めての方策のあり方を御議論いただいております。

4つ目は省エネ対策ということで、C O P 7、地球温暖化対策への対応ということを含めまして、建築物についての省エネ対策のあり方というものを御議論いただいております。これらにつきましては、来る1月30日の建築分科会におきまして、その内容について御報告をいただくことになっておりますが、今後、これらの結果を踏まえまして、建築基準法等の一部改正、それから、いわゆるハートビル法と呼んでおりますが、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正、それから、省エネ法の一部改正といった法律改正に具体的につなげた上で、それぞれ今国会に提出するということを前提に御議論をいただいているところでございます。

建築分科会の第3点目につきましては、官庁営繕部長から説明をいたします。

○官庁営繕部長 官庁営繕部長でございますが、第3点目の官庁施設のストックの有効活

用のための保全の指導のあり方について説明をさせていただきます。

官庁施設、すなわち庁舎などの国家機関の建築物といったもののストックは、非常に膨大な量になっております。それとともに、施設の劣化が急激に進行すると言われております、いわゆる築後 30 年以上の建物が、現時点では全体のおおむね 4 分の 1 程度ではございますけれども、これが 10 年後には、その 4 割にも達するだろうというふうに見込まれております。

このような官庁施設の既存ストックを有効に活用し、さらには維持管理コストの低減を図っていく、そういったことのためには保全を適正に行うということが不可欠でございます。

保全に関する技術的基準を再整理いたしまして、国土交通省による保全に関する各省庁に対しての指導、また支援といったもののあり方の早急な確立が求められていると考えております。

このような背景から、平成 13 年 10 月 11 日に国土交通大臣より社会資本整備審議会会長あてに諮問がなされておりました、同日付で建築分科会に付託をされております。

建築分科会では、その中に官公庁施設部会が設置されまして、現在、鋭意、調査・審議をいただいております。本年 3 月には建築分科会報告が取りまとめられるということで予定をしております。

官庁営繕部では、この結果を踏まえまして、保全に関する技術的基準を官公庁施設の建設等に関する法律に基づく政令として策定していきたいと考えておりました、そのように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○都市地域整備局長 続きまして、都市地域整備局長でございますが、私の方から、都市計画分科会、歴史的風土分科会の審議状況などにつきまして御報告を申し上げます。

まず、都市計画分科会でございますが、昨年の 7 月に、審議事項として書かれておりますように、「国際化、情報化、高齢化、人口減少等、21 世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか」という諮問がなされまして分科会に付託されております。

具体的な内容は、民間の都市活動を促す都市計画の枠組み、木造密集市街地解消のための方策、21 世紀型都市再生のビジョン、次世代参加型まちづくりの方策、以上 4 点でございますが、当面、まず と につきまして、昨年の 7 月以来、これまで 5 回に

わたり精力的な御議論を賜っております。なお、本日午後、第6回の都市計画分科会が開催されまして、そこで、民間による都市計画の提案制度の創設などを内容いたします中間取りまとめが提出される予定でございます。

この検討を踏まえまして、都市再生に向けた新たな法的な枠組み、あるいは関連する都市再開発法、都市計画法等の改正案を今国会に提出をしたいと考えております。

引き続き、 、 など、中期的視点に立った都市再生のあり方について、さらに御検討いただくことになっております。

次に歴史的風土分科会でございます。

まず審議事項といたしまして、歴史的風土特別保存地区におきます行為の制限強化についての審議をいただいております。やはり大臣より諮問がなされまして、具体的な内容は、歴史的風土特別保存地区内の行為制限、今、幾つかございますが、新たに、屋外における土石、廃棄物、あるいは再生資源の堆積を制限する。そういう制限を追加する政令改正について御議論いただきまして、妥当であるということでした承をいただいております。昨年の7月でございます。

それからもう一つ、奈良県の明日香村の現地を分科会として御視察をいただきました。歴史的風土特別保存地区内の買い入れ地の管理、活用の状況、森林の管理の状況、それから、これから国営公園として整備されていきますキトラ古墳周辺の風致景観などにつきまして、現況視察をいただいた上で現地で意見交換をいただいております。昨年の11月でございます。

以上でございます。

○河川局次長 河川局次長でございます。河川分科会の審議状況につきまして報告させていただきます。

一つは1級河川の指定でございます。全国で109の1級水系がございますが、その水系の中で、1級河川として管理する必要のある区間を指定しておりまして、これは、毎年見直しを行っております。各行政機関に協議し、また関係都道府県知事の意見を聞いた上で、社会資本整備審議会河川分科会にお諮りしまして指定をするという手続きになっております。

どのような典型があるかということでございますけれども、一番典型的なものは河川工事で、例えば放水路のようなものをつくった場合に、その完成のときに、新たに1級河川に指定するというものがございます。それから、新しく河川工事を行いまして河道の拡幅

などを行う必要が生じた場合に、その場所を 1 級河川として指定するというケースがございます。

逆に、河川をつけかえたことによりまして、従前の河川区域を廃止したり、または準用河川等に引き継いだりすることによります廃止・縮小というものがございます。

それから、名称変更等、区間変更は伴わないようなケースもございます。そのようなケースを含めまして、12 河川につきまして増減を行いまして、差し引き 8 河川、9.3 キロメートルの増加が行われたものでございます。

次に、土砂災害防止対策基本指針の制定につきまして議決をいただきました。これは、平成 12 年に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」という新しい法律が制定されました。この概要でございますが、この法律によりまして、崖崩れ、土石流、地すべり等による人命に多大な被害が及ぶ災害を防止しようというものでありまして、都道府県が基礎調査に基づきまして土砂災害警戒区域を指定する。その場におきまして、警戒避難体制の整備、情報伝達方法等の周知を図るとともに、その中で、建築物の損壊や住民等の危害の恐れがある区域につきましては「土砂災害特別警戒区域」というものを指定いたしまして、開発行為に対する許可制、それから、建築物の構造規制などを行う、そういう仕組みの新しい制度でございますが、一連の対策を実施する上での基本指針というものを国土交通大臣が策定することになっております。これを策定するに当たりまして審議会の御意見を伺った次第でありまして、これは昨年の 6 月 18 日に議決をいただきました。

3 点目が、河川整備基本方針の策定であります。これは、平成 9 年の河川法の改正によりまして、河川管理の目的に「河川環境の整備・保全」というものが追加されました。それに伴う一連の制度の改正で、従前は、各水系につきまして工事実施基本計画というものを策定することになっておりましたが、それを、先ほど言いましたように、河川環境の整備・保全というものも含めました「河川整備基本方針」というものを定めまして、それを受けて河川整備計画というものに改めました。

この河川整備基本方針を策定するに当たりまして、社会資本整備審議会の議を経ることとなっております。今まで 109 水系のうち、10 水系につきましては策定済みでございます。今、付議をしておりますのが米代川水系、荒川水系 - - これは、新潟、山形の荒川でございます - - それと、斐伊川水系につきまして、現在、審議をいただいている途中であります。

以上でございます。

○中村会長代理 ありがとうございます。

それでは、今の分科会の活動状況につきましての説明に関連いたしまして、何か、御質問、御意見、あるいは分科会への御要望等がございましたら、自由に御発言いただきたいと思います。

横島委員。

○横島委員 せっかく各局長おそろいなので、社会資本というものについてどういう視点で見たいかという、日頃の考えを御披露して御参考に供したいと思います。

昨年、この社会資本整備審議会の初会合の席でも申し上げましたが、当審議会に与えられた職責は、今までの審議会を単に合同して大世帯にただけの変化ではないんだ。関係する社会資本のそれぞれの相関関係というものを国民の視点で見直すことが新たな役割じゃないかということは申し上げたわけでございますが、最近は、「社会資本は、つくる時代から使う時代に変ったんだ」という御認識は、ある意味では定着をいたしました。

しかし、それでは使い方を誰がどう考えているかということについて考えたときに、極めて、ここの部分のシステムが脆弱、意識は希薄であるということが今日の視点です。地方分権が進んで自治体におろした権限を抛りどこに使い方も考えてくれと、これでは、国サイドあるいは国の審議会サイドがチェックし、進めてきた社会資本の使い方の方論としては、ちょっと責任がなさ過ぎるのではないかということなんですね。どうも我々、新しいものをつくるときには一生懸命になりますが、つくってしまったものについて、どういう評価があるかということについては、政策評価とか、事業評価、事後評価といった新しい概念は出ておりますが、すべてこれも、いわば行政サイドの発想でありまして、使っている方々がどう思っているかという発想が、今不十分なんですね。

そこで、実は大きな高速道路をつくるとか、一大港湾開発をするとか、新たな鉄道を引くというようなケースについて、国民の皆さん一人一人の意見を直接聞くことは難しいかもしれませんが、身の回りの社会資本、つまり生活社会資本といえるものについて、国民がどのように使い勝手をよく思っているか、悪く思っているか、不満を持っているかについて総合的にチェックをしてみてもどうか。こういうふうに申し上げますと、各局各課は「それはそれぞれやっている」と必ず答えは返ってくるんですが、そういう個別のチェックではなくて、チェックすること自体を行政目標とするような、いわば生活インフラ総点検運動というようなものを関係各部局全部で一斉におやりになってみる。そして、国民が一体

何を求めているかということについての的確に把握してからつくり方を考え、使い方を考える。ちょっと手戻りですけれども、そういう事業を新年度にやっていただけないか。

例えば道路で言うならば、家から１歩出たところの道路をみんなどう思っているかということ、駅で言うならば、毎日通う改札口の構造がどうか、階段の構造がどうかということ、あるいは飛行機に乗るならば、その運航システムが本当に便利かどうかということ。航空はここに入っていないかもしれませんが、そういう意味でのあらゆる生活者の目から見た社会資本のチェックというものを一度やってもいい時期に来ているのではないか。これは、せっかくこの社会資本整備審議会が合同になったということから発せられる一つのメッセージにもなるわけで、今日はちょうどいい会議なので、各局で、それぞれやっているということを絶対に言い訳しないで、一斉にやってみるということの方が私はおもしろいと思います。それが、やはり国民に対して行政が目を向けている一つの証左になるのではないか。

こんなことで、答えは要りませんけれども、私は審議会の委員として御発言申し上げているので、もし委員の皆さんからの応援の御意見がいただけるのなら、ぜひいただいて、事業実施に結びつけたいと思ってお話申し上げました。

以上でございます。

○中村会長代理　ありがとうございました。

ほかの御意見もぜひお願いいたします。

後ほど、もし国土交通省の方から御意見等があれば、まとめてレスポンスをお願いします。

どうぞ、清原委員。

○清原委員　私は都市計画分科会に参加させていただいておりまして、先ほど御報告がありましたように、12月11日の会では、建築分科会の集団規定のあり方部会との合同討議という機会がありました。私は、そのときに、それぞれ分科会及び部会とのそれまでの審議の情報の流れを共有して、その中で、例えば都市の再生を考えていくときにも、一つの分科会だけでは審議し切れない部分、建築の分科会の中に置かれている部会の審議の経過と協働して、解決法といたしましょうか、より実効性のある結論に持っていくということの意義を再確認させていただきました。

横島委員がおっしゃいましたように、私もやはり、分科会で分けて集中的に有効に議論していくということは、もちろん重要だと思うのですが、非常に社会資本の整備は

相互関連性を持っておりますので、今のような一斉点検というようなところで、統合性、総合性を求めていくということも重要な方向でございますし、私たちが審議のプロセスで、分科会ごとに分かれ切れない部分というものが当然出てまいりますので、折に触れて、12月に行いましたような形の合同ないし適切な情報共有による審議が必要だと思います。

幸いにも、委員の中には複数の分科会に参加していらっしゃる方がいらして、非常にリエゾンとしての発言をしてくださってありがたいと思っておりますが、私のように、当面、一つの分科会に属している者にとりましては、今のような一斉の動きを目標にしながら、各分科会が果たすべき役割を確認しつつ、しかし、重なり合う部分についても、きちんと目配りをという取り組みが必要だと思っております。

以上です。

○中村会長代理　ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

どうぞ、埴委員。

○埴委員　私は、今までいろいろ審議されたり何かしたプロセスに参加しておりませんので、よくわかりませんが、今の横島さんの御提案には、基本的には大賛成でございます。

審議会は、こうやって一緒にやるんでしょうけれども、やはり、お役所の方がそれぞれの部局の壁を壊して合同で提案をおつくりになる。そういう段階でも、そういう仕組みで御検討されると非常に私どもも助かるということは、いろいろなところで体験しておりますので、もしそういうことをやっていただけると、非常に、この審議会もそうですし、国民のためになるのではないかというふうに一般論として常々感じておりますので、大賛成でございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

○中村会長代理　あと、いかがでしょうか。ほかの御意見を、ぜひお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○技監　今、横島先生の方から御提案のあった、社会資本について、ユーザからも一斉点検をやったらどうだと。確かに、おっしゃるとおりで、私ども、ややもすると供給者の立場に立って物を考えがちでございますが、実際に使う方の意見を聞かせていただくことは非常に大切なことだと思っております。詳細は内部で議論していきたいと思っております。

○中村会長代理　ぜひ、そのようにお願いいたします。

○横島委員　この間、神戸で陥没事故があったじゃない。ああいうのは国民の方がよく知っているから、それが勝ちなんですよ。そうしたら、共同責任になるからね。別に逃げる

わけではないけど。

○中村会長代理 ほかに、よろしいでしょうか。

平成 14 年度国土交通省関係予算について

○中村会長代理 それでは、もう一つ報告事項がございますので、もし後で時間がありましたら、御意見がある方はおっしゃっていただければと思います。

次は、平成 14 年度の国土交通省関係予算につきまして説明をお願いいたします。

○官房長 官房長でございます。

14 年度予算、これから国会に提出して議論していただくということでございますけれども、政府の取りまとめ段階では、全体として、今度の予算については、国債発行額を 30 兆円に抑えるという大前提で予算が組まれております。その関係で、政府全体の一般歳出は前年に比べて 2.3 % 減ということで、緊縮予算というのが全体の構図でございます。

その中で私どもの予算がどうなっているのかということでございますが、公共投資関係費、うち一般公共事業費というのが通常の公共事業という概念ですので、これで見ますと、14 年度は 6 兆 4,568 億円と、前年に比べまして倍率 0.90 ということで 10 % 減。一般歳出が 2.3 % 減に対して、公共投資事業につきましては 10 % 減というかつてない厳しい予算ということになっております。

ただ、最近の景気状況等を踏まえまして 13 年度の 2 次補正予算、これは現在、国会で審議中でございますが、ここで一般公共事業につきましては国全体で 1 兆 5,000 億円。国土交通省の関係は、1 兆 1,380 億円というものが計上されております。したがって、一般公共事業ベースで 15 カ月予算ということで、2 次補正と 14 年度当初予算を足して、前年度の当初と比べますと 7 兆 6,000 億円弱ということで、前年度比 1.06 % 増ということになっております。

ただ、これについては国債発行に依存しないということで、N T T 株式の売却益を活用するという工夫をして財源を生み出しているわけです。なおかつ構造改革に資するような事業をやり、それで民間の投資を誘発するとか、就業機会を拡大するという、景気につながるような取り組みをするということで、事業内容も選別したものとしまして、こういうものが計上されているところであります。

それから、14 年度の当初予算についての事業別配分については、重点分野への予算配分によって、全体として、マイナスではありますけれども、その中でめり張りのきいた配分をしております。例えば、治水ですと 1 兆 527 億円ですが、倍率で見えますと 0.88 ということで全体よりも少し下がっております。道路整備 0.89、港湾 0.89、住宅 0.88、それに対しまして都市環境整備は 1.09 ということで、これは思い切って伸ばしております。下水道 0.87 と、主だった事業別はこういうことであります。

しかし、それぞれの事業の中でめり張りをつけておりまして、例えば道路整備全体は 0.89 でありますけれども、三大都市圏の環状道路の整備につきましては 1.21 倍、あるいは交通結節点の改善については 1.34 ということで、それぞれ事業の内容で、特に優先すべきものは、その中でもめり張りをつけるというような形での予算配分、重点配分というものを行っているところであります。

また、21 世紀型事業、構造改革に資する事業ということで、都市再生、環境、少子・高齢化、地方の個性ある活性化・まちづくり、IT、科学技術、人材育成等といった重点 7 分野につきまして、14 年度の公共投資関係費を見ていただきますと 4 兆 6,271 億円、これのベースでは、倍率が平均 0.90 に対して 0.97 倍ということで、かなり思い切って、こういったところに重点化をしております。

したがいまして、13 年度、この重点 7 分野比率が 66 %でありましたのが、14 年度は 70 %を超えるという形で、重点 7 分野への一層の重点化というものも図っているわけでございます。

それから、ポイントの 3 点目は融合・連携施策の本格的な推進、国土交通省の 4 省庁統合された予算としては 14 年度予算が初めてということでありまして、できるだけ連携施策をやっていこうということであります。

他省庁との連携・調整ということで、住宅部門につきましては、福祉行政との連携をより強めようということで厚生労働省との連携。また、大学の移転等がいろいろ見られておりますけれども、そういった跡地を活用したまちづくりということで文部科学省との連携、こういった省庁間の取り組みというものもやっておりますし、また、省内の連携でございますが、都市再生分野、あるいは防災、水循環、交通連携、こういうものについては徹底してやっていこうということで、鉄道駅の交通結節点の機能の強化、低公害車の開発・普及問題、広域防災拠点のネットワーク等々で省内のいろいろな施策を持ち寄って、予算についても、こういったものについては思い切って増やしていくというような取り組みをし

ております。

また、都市再生のための総合的施策ということであります。昨年5月に政府に都市再生本部が設置をされまして、都市の再生ということが非常に大きな問題になっております。特に都市間のいろいろな競争、国際的なことを含めて都市の再生が大きな課題だということとであります。

これにつきましては、昨年末、総理の御指示がありまして、場所と時間を限って大胆な民間事業者を活用した都市の再生が進むような枠組みをつくるようにということで、今国会に「都市再生特別措置法案」というものを提出することになっておりまして、それに関する制度、またはいろいろな支援措置というものも14年度予算でも盛り込んでいるところであります。

また、最近の経済環境等を踏まえた事業の効率的な実施ということも強く求められております。国費は非常に限られておりますので、民間の資金を有効に活用するということでPFI事業、これは中央官庁の合同庁舎7号館でPFIを実施するということ。また、効率的な事業実施ということで、公共事業の入札については電子入札というものを進めていこうと。14年度は、国土交通省の直轄事業で2,000件の電子入札を行いますけれども、全面的な導入は15年度、当初の16年度から1年前倒ししまして、15年度から完全実施ということで電子入札を進めるということも考えているところであります。

また、補助金制度の見直しという項目を掲げております。統合補助金、これは国が箇所づけを行わない、基本的に自治体に任せるという制度ですけれども、これにつきましては、既に一部の制度はありますが、さらに14年度は8事業についてこういったものを加える。既往の事業につきましても統合補助金の枠を増やすというような取り組みを行って、できるだけ自治体の自主的な判断というものを尊重するような取り組みというものもさらに進めているところであります。

それから、特殊法人の改革、これは非常に大きなテーマでありました。昨年末、特殊法人の整理合理化計画が決まりまして、国土交通省は28の法人を持っておりますが、それにつきましてもいろいろな取り扱いが決められたわけでございます。道路公団等、道路関係の4公団につきましては、第三者機関で民営化のための検討をするということになっておりますし、住宅金融公庫につきましても基本的には廃止をする。ただ、民間金融機関の融資状況等を勘案して最終判断をするわけでございますが、あわせて民間の住宅金融が進むように、証券化支援業務というものも行うというような形で具体的に取り扱いが決まっ

ております。

予算面では、私どもの特殊法人の関係につきましては1兆円を超える国費が前年度投入されておりましたけれども、14年度はその1兆円を切るということで、倍率0.74ですから、3,500億円ほど前年度よりも減らして、できるだけ効率的に重点的事業を行うというような取り組みをしているところであります。

道路特定財源も14年度予算でいろいろ議論になりました。道路特定財源の基本原則は、受益者負担という原則に基づいて、道路利用者から負担を求めて道路整備に充てるということで進めてきているわけでございます。また、それを進めるために暫定税率ということもお願いをしているわけでございます。受益者負担の原則というのが私どもとしての大原則であります。

ただ、14年度予算におきましては公共投資が10%減らされるということでありまして、残念ながら、道路整備予算につきましては14年度の財源収入を下回る結果になってしまいました。2,200億円余が、結局はオーバーフロー的になってしまい、一般財源的な利用ということになったわけでございます。これは14年度の特例措置ということで、私ども、15年度以降につきましては、先ほどの原則というものを踏まえた対応が基本だと考えております。

道路事業につきましては、環境対策とか、あるいは都市再生事業というもののについて重点配分するとともに、いろいろ幅広い活用ということで、新規拡充事項ということで掲げてありますけれども、こういうような分野につきまして、さらに配分をしているところであります。

それから、政策評価の導入ということでありまして。これは、先ほど横島先生の方から、ユーザの立場に立った政策評価、あるいは意見等の聴取が必要だということでありまして、この記載は、どちらかというと役所側からのアプローチという意味で、若干、その意味からすると問題があるのかもしれませんが、私ども、政策評価というものを本格的に実施をするということで、各省にさきがけて、予算要求に当たりまして、38の施策について事前評価を行ったわけでございます。例えばマンションの建て替え制度をつくるというときに、これについての評価の問題とか、あるいは低公害車について補助金を出して開発・普及する、それはどういう効果があるのかということを検証しながら予算要求をしているわけでありまして。

また五箇年計画等の目標も、従来は、5カ年間にこれだけのお金を使って何キロ整備を

するというような考え方でありましたが、これは、まさに国民的な視点に従って、その結果、どういうふうになるのかというアウトカム目標という形で、目標の見直しというものを今進めておりまして、ここでは 27 の目標ということ掲げておりますけれども、そういった形で見直しを行っているところであります。

いずれにしても、先ほど御指摘がありました横島先生の関連ですけれども、私ども、15 年度を初年度とする五箇年計画が、これからまた本格的に始まります。五箇年計画の考え方というのは、それぞれの五箇年計画を単純延長するのではなくて、やはり 21 世紀の半ばなら半ばに国民生活をどうすべきか。また、そのためには国民は何を望んでいるのかと、ユーザのいろいろな意見も聞きながら全体的な目標を定め、その中で各事業の計画をどのように位置づけるのかということ今検討しているわけで、先ほどの御意見も参考にした対応をしていきたいと思っております。

予算関係は以上でございます。

○中村会長代理 ありがとうございます。

ただいまの御説明に、何か、御質問、御意見ございますでしょうか。

岡島委員。

○岡島委員 特定なものではないんですけれども、公共事業の場合、ソフトの部分が、何か、つくっても使い勝手が悪かったり、指導者とか、そういうものがいなかったりするもので、本来つくったものより機能が低下している事例が随分あるんですね。

それからもう 1 点、例えば河川の場合で、私は今、河川や森林と一緒にやる自然学校をつくらうということを言っているんですけれども、そういう場合、建物はすぐつくってくれるし、余っている部分もあるんですね。それを動かすときに、どうしてもソフトがかかる。NGOとかNPOなんかも、ただでやらせるわけにいかないし、事務経費がかかる。そういったいろいろなものを、先ほど横島先生がお話になったように、うまく、使う方から考えると、どうしてもソフトの面が欲しいなと思うんですけれども、そういった面は少し、シフトというか、そういうことが可能なのか。公共事業のハード専用の中に、どうにかしてソフトを入れていくような方策はないものなののでしょうか。それとも、もうやっていらいっしょなのか、物によって。

役所のできてきている骨子からいっても、余りソフトに踏み込まないのかもしれませんが、けれども、使う方にとっては、どうしてもそれが欲しいという状況になっているのですが、その辺はいかがでしょう。

○中村会長代理 技監、お願いします。

○技監 総括的な話になるかと思いますが、ソフトが大事だという認識は同じでございます。まさに、これからは使う側のサイドに立った国土マネジメントというものが要るのだらうと思っております。

それで費用の方ですが、これはいろいろな工夫の仕方があるのだらうと思っております。例えば、河川で言いますと河川整備基金という河川環境関連費を持っております。そういったところから助成をするというような点もあるでしょうし、いろいろな知恵と工夫を凝らしながらそれらを充実していくという道はあらうと思っております。

○中村会長代理 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

予算の件でなくて、先ほどの続きでも構いませんが、まだ少々時間はございますので、よかったですらどうぞ。

小幡委員、お願いします。

○小幡委員 今のソフトという面にかかわりますが、社会資本整備といいますと、やはり、ついハードな面というところに目が向きやすいということになりますが、いずれにしても、安全・安心の確保というのは、国民が、ほとんど全員共有している非常に大きな関心事でございまして、そういう意味では、まさに社会資本整備は、国民の安全・安心確保のために必要不可欠かと思えます。

ただ、ハードな面でも、もちろんやらなければいけないものは残っているというのは当然ですが、これから、特に予算等もいろいろ難しい問題がございまして、ソフトのものは予算がかからないと言っているわけではございませんが、同じ社会資本整備に取り組む中でも、ウエートとして、ある程度ソフトな部分、防災の連絡とか、そういったものにかなり目配りをしたという形での安全・安心を国民に保障するという方向も、これからますます進めていただきたいと思っております。

○中村会長代理 ありがとうございます。

あとは、いかがでしょうか。

荒木委員、お願いします。

○荒木委員 ITの話ですけれども、行政情報の電子化ということで、よく電子政府の実現という話、これは国土交通省さんだけではなしに、いろいろなところから出てくるわけですね。窓口を一つにすれば、あと全部 - - 例えば、住民票の申請に行けば、あと保険か

ら社会保障から全部やってくれる。これは象徴的なことですが、ある意味では氷山の一角なんですね。要するに、フロントオフィスがきれいになっている、電子化されているということはバックオフィス、背景にあります行政というものが、ある意味では一体的な運営がなされなければいけない。企業で言えば、リプロセスエンジニアリングみたいなものでありまして、縦の管理から横の管理、要するに、部門別の管理というものをつぶして、データベースの共通化とか、あるいは意思決定の迅速化ということがベースにないと、これは恐らく、電子政府といったって、私はできないだろうと思うんです。要するに、各部局の壁が取り払われるということ、私は、ある意味では行政のスリム化といいますか、そういうことがベースになっていないと、こういうものは実現できないのではないかという感じがします。

別に、これは国土交通省さんというわけではございませんけれども、たまたま行政情報の電子化という話が予算の中に出てまいりますので、これは行政改革みたいな話であります。そういうことをぜひお考えおいていただくといいのかなということでございます。

○中村会長代理 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

○総合政策局長 今の荒木委員のお話の関係で、今、役所の垣根を越えて、局の垣根を越えてという話、それから、ハードとソフト、IT、全部に絡むんですが、大都市の国際港湾機能の強化ということで、ハードプラスソフトということになっていますが、我が国の主要港というのは、大体、港に船が着いてから荷物が取り出せるまでに3日もかかっている。アジアの主要港は1日もかからない、半日ぐらいで出ているというものを縮めようということで、いろいろな工夫をしようということです。

その中で、港湾EDIと海上貨物通関情報処理システムの接続、すなわち、港に着いた場合、税関だけではなくて、海上保安庁であるとか、港湾管理者であるとか、いろいろなところに、いろいろ安全面等々で書類の申請があるわけですが、これを全部電子化しようということで、港の - - 税関以外のところは十分進んできたわけです。税関は、実は早い段階から、みずからIT化を進めておりまして、情報化が進んでおりまして、システムが違ったわけですね。それで、ここの接続というのがまだできていなかったのですが、やっとそこら辺の接続の話がついてまいりまして、税関の方に出そうと、それ以外のところに出そうと、1カ所に出せば、すべての情報がすべてのところに渡るように仕組み直すということで、今、大きな話は大体つきました。それで、これから実際にそういう形に持って

いこうということをやっています。

そういう意味で、おっしゃるように、いろいろな手続があるわけで、役所の壁、それから、同じ役所の中でも局の壁を壊すということは、今、ITを使って壊すということで進んでいるということを御披露させていただきたいと思います。

○中村会長代理 ありがとうございます。

高階委員。

○高階委員 今のお話で、役所内、省内、あるいはそれぞれ省庁間の連携、縦割りを壊すということは、ぜひやっていただきたいと思います。

それと同時に、都市再生のお話が出ましたが、例えば東京のような場合を考えると、いろいろな方策がある。当然、今までのお話のように、さまざまな分野にまたがっているものがございまして、具体的に今、小幡委員から防災のお話も出ました。それで、防災拠点をつくろうというような具体的な話があった場合に、それは防災拠点だけの話ではなくて、実は、一つ具体的に、それは文化拠点も含めて都市再生を図ろうというのが関係者の間で出ているんです。

そういたしますと、省庁間で防災と文化とそれぞれ違うというようなことは、当然、連絡もしていただくし、それから、予算の使い方というのは私もよくわからないのですが、一緒にしていただくということを何らかの形で関係プレーをしていただきたい。

のみならず、東京都の場合ですと、東京都とか、区とか、地方公共団体ももちろん関連がございまして、これはまた、さらに一層、それぞれの間の仕切りといいますか、壁がある。それを越えて、防災なら防災というのは大変重要でございます。同時に、同じ事業が文化拠点にもなれば、あるいは福祉にもなるというような視点をうまく取り入れて、それが、実際問題として予算をどういうふうに使っていくかというのはそれぞれ、ぜひお考えいただくことがあろうかと思います。情報の共有と目的の共有化を通して、そのような方向を考えていただきたいというのが希望でございます。

以上でございます。

○中村会長代理 ありがとうございます。

首藤先生、お願いします。

○首藤委員 今のお話ともちょっと関連するかと思いますが、先ほど来、問題とされています評価の問題でございますけれども、この予算概要に政策評価制度の導入と本格実施というところがございまして、「国土交通政策のすべての分野を対象とするような政策評価

制度を導入し云々」とございます。ここで、事前的な新規事業を採択する場合の事前的な評価、それから、事後的な評価システムというものが必要であるということが述べられておりますけれども、例えば、この際の評価基準の問題についてお伺いしたいと思います。

つまり、費用対効果分析という言葉が出ておりますけれども、そのときの効果のところですね。単に事業の目的を、要するに、低いコストで実現したかどうかということだけが基準になるのかと。例えば工事の結果として、文化的な側面に対する効果、影響、あるいは環境に対する影響といったものも含めて、実は社会資本であるとするれば考えなければいけないわけです。しかしながら、ここの文面で見える限りは、極めて、ある特定の事業計画等に対する事前的や事後的な費用効果分析というものに限っているように見受けられます。

ですから、その点につきまして、評価をする際の基準というものを、もう少しきちんと考え直す必要があるのではないかと感じました。

○中村会長代理 ありがとうございます。

技監、どうぞ。

○技監 今おっしゃった御指摘、私どもも同じような問題意識を持っておりまして、実は、中村英夫先生に委員長になっていただいて、評価基準についての考え方をもっと深める委員会をやっていただいております。まさにB by Cの中に、できるだけBの中に定量化して数値化するという努力も一方ではしなければいかんと思っておりますが、数字にどうしても表せないものもたくさんございますので、それをどういうふうに評価していくのかというこの議論を、現在、省内でやっているさなかでございます。

○中村会長代理 今、話が出ましたが、私、お手伝いをさせていただいて、いわゆる非市場的な外部効果をどうやってこういうふうな評価に取り入れようかということを検討しております。御承知のように、大変難しい問題で、うまいものができるかどうかはわかりませんが、また、多くの方々から御批判いただきたいと思います。

あと、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、幾つか貴重な御意見をいただきましたが、これからの施策を検討される中で、ぜひ今の御意見を反映させていただければありがたいと思います。

そ の 他

○中村会長代理 それでは、最後にその他がございます。事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

○総務課長 それでは、事務局の方から、今後のスケジュールにつきまして御報告を申し上げます。

本年度内の各分科会の審議予定につきましては、この資料にお示ししておりますとおりでございます。各分科会所属の委員の皆様には、具体的な日程が決定いたしましたならば、事務局の方から、改めて御連絡を差し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○中村会長代理 それでは、これで、きょうの会議は終えたいと思います。引き続き、今後とも審議会の運営に御協力いただくようお願いいたします。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。

閉 会